

大和国の条里関連史料についての基礎的研究

伊藤 寿和

I はじめに

本稿は、大和国の条里に関する平安前期の史料三点、すなわち承和九年（八四二）の「廣湍秋麻呂売地券写」と仁寿三年（八五三）の「大和国宇陀郡佐山郷長解」、および大同二年（八〇七）の「三善深主壘田売券」に関して、基礎的な検討を加えるものである。前者の二史料は『平安遺文』に未収録であり、大和国の条里制を研究する場合においても周知の史料とはなされていない。関連史料の少ない九世紀のものであり、大和国の条里制を検討する際には、これら史料の検討は避けて通れないものであると判断される。

承和九年の「廣湍秋麻呂売地券写」については角田文衛氏と荊木美行氏が、仁寿三年の「大和国宇陀郡佐山郷長解」についても角田氏と米沢康氏が、当該史料の紹介と検討を加えられている。

紹介・検討された角田氏と荊木氏・米沢氏の論考により、三史料は平安前期の貴重な大和国の条里制と在地豪族に関する史料であるとの位置づけを与えられた。けれども、大和国と周辺諸国の同時代の他の関連史料と比較・検討した場合、角田氏・荊木氏・米沢氏の認識とは異なる理解もなお可能であるように思われる。

II 承和九年（八四二）「^{ひろせ}廣湍秋麻呂売地券(写)」について

本文書は、昭和五十年に東京古書会館で開催された東京古典籍会主催の古典籍大入札会に出品されたものである。下見展において角田氏が学会未知の史料であることを認め、入手されたものである。その後、角田氏によってこの史料が『古代文化』の誌上において「廣湍秋麻呂水田立券文写」と題して学会に紹介されたのは、およそ二十年を経た平成五年のことであった¹⁾。文書の発見・入手から紹介までの間に時間を要した点について、大和国の条里制の研究がさほど進歩しておらず、本文書を敢えて発表することが躊躇されたと記されている。

けれども、当時、服部昌之氏²⁾ や秋山日出雄氏・岩本次郎氏・千田稔氏を中心として、大和国の条里制に関する研究³⁾は進展し、その後の研究に多大の便宜を与えている『大和国条里復原図』作成の準備も進められており、角田氏の認識は十分納得のゆく説明では無いように思われる。

本史料は平安前期の原本ではなく、後世の写しであり、伝来も一切不明である。恐らくは大和

国の某寺社から流失したものであろうと角田氏は想定されている。誤写や脱漏が多いことから、原本を臨写したものではなく、模本をさらに写したものと想定され、原本が残されていない現在、本史料のもつ意義は大きいと認識されている。

その後、平成十八年に京都の古書店の目録に本文書が掲載され、荊木氏が角田氏旧蔵の文書であることに気付いて入手され、翌十九年の『芸林』において本史料の写真版と釈文を示して、再検討を加えられている⁴⁾。荊木氏の釈文を次に引用して、私見を述べることにしたい。

廣湍郡夜水里廣湍秋麻呂解申常土売買水田立券文事

十三、條九里字弓削田壹段

右件水田米參斛陸斗充価直限

永年沽与同里戸主當麻公萬侶

已了望請准式立券文如件以解

承和九年十二月十六日売人廣湍「秋麻呂」

相沽廣湍「吉 名」

廣湍「世 身」

領平群公「名 永」

主帳楊古史「比等麻呂」

判

擬大領正七位下廣湍公「民 人」

副擬少領従八位上廣湍公「乙 山」

荊木氏は、本文書に「承和九年十二月十六日附廣湍秋麻呂売地券」(以下、「秋麻呂売地券(写)」と略記する)と言う新しい名前を付し、角田氏の釈文の誤りを正された上で、本文書は原本から直接に臨模したものとも見ることが困難ではなく、原本を比較的忠実に書写したものと判断して大過なさそうであると認識されている。『平安遺文』にも洩れた史料であり、地元の自治体史においてもこの文書を逸しており、今後、広く活用されるべき平安前期の貴重な文書の江戸時代の写しであろうと理解されている。

けれども、以下に述べるように、この史料を大和国の条里制に関する平安前期の史料であるとの角田氏と荊木氏の文献史学よりの認識に対して、異なる理解もまた可能であるように思われる(写真1)。

第一に、一行目に記されている「廣湍郡夜水里廣湍秋麻呂解申」の「夜水里」の表記が、当時の売券の実例からすれば、まずもって異例である。荊木氏が比較・検討のために引用された、『平安遺文』に収録されている同時代の斉衡二年(八五五)の「近江国大國郷墾田売券」⁵⁾を、次に再度引いておきたい。

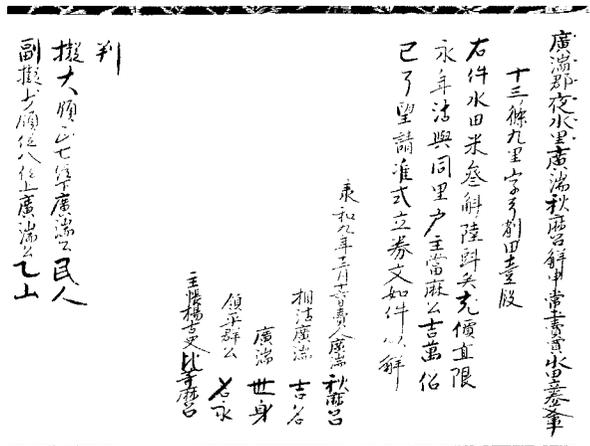


写真1 廣湍秋麻呂売地券(写)

大和郷戸主依知秦公家主戸同姓年繩解 申依正税稻売買墾田立券文事

十二条九里十二桑原田式段

右件墾田、所負正税稻売拾束充価直、切常土売与同郷戸主外従八位下依知秦福行既訖、仍立券文如件、以解、（下略）

売券が作成される場合、大和郷の墾田売券の事例のように、売主が居住している郡名と郷名が記されるのが原則であると判断される。これに対して、当該の「秋麻呂売地券(写)」では「廣瀨郡夜水里」と記されている。「廣瀨郡」の表記に問題は無いが、「夜水里」の表記が異例である。当時の行政区画の認識からすれば、近江国の大和郷の売券のように、「夜水里」ではなく「夜水郷」と記載されるはずであり、水田を売り渡す相手の當麻公萬侶の居住地も「同郷戸主」と記載されるはずであるが、「同里戸主」と記されている。

荊木氏は、この「夜水里」に関して、平安前期の行政区画としての「里」ではなく、条里呼称法の固有名詞の里名であると認識され、売り渡される弓削田二反の水田が所在する広瀬郡十三条の九里に該当する可能性もあると想定されている。

『平安遺文』に収録されている平安時代の前期と中期の史料を検討した場合、当時の売券においては、条里制の里名で記載されている例も、また、「郷」名ではなく「里」名で記載された例も、管見の範囲においては見うけられないように思われる。原本を臨写する場合においても、「郷」の文字と「里」の文字を二か所も写し間違ふことは無いと判断されよう。

ちなみに、「郷」と「里」の読みが同じく「さと」であるために誤記したとの想定もあるいは可能であろうが、「里」名による売券は『平安遺文』に収録された当時の文書では他に見うけられず、広瀬郡の「夜水（郷）」と言う郷名（里名）も、この文書以外には認められない地名である。

第二に、二行目の「十三ノ条九里字弓削田壹段」と言う表記もまた異例である。当時の通例からすれば、大和郷の売券のように「十二条九里十二桑原田式段」と、条と里の記載の次に、坪の番号が明記され、その次に地名と面積が記載される。「秋麻呂売地券(写)」では、「十三条九里」の次に記載されるべき坪の番号が記されていない。

さらには、坪の番号の替わりに記載されたと思しき「字弓削田」の「字」の表記が異例である。大和国の事例に限れば、売券や処分状などに田畠や屋敷の所在地を示す場合に、条里の表記と共に「字」名が記されるのは、延喜九年（九〇九）の「民安占子家地処分状」の「在上県二条給理里八道祖田坪中北辺字小南地者」の事例⁶⁾が初見である。ただし、この事例は、「秋麻呂売地券(写)」に記載される奈良盆地平坦部の大規模な条里のものではなく、東山中の室生寺に近い山間の宇陀市榛原区はいばらのひのまき松牧・しみょう白明に所在していた家地の処分状の事例である。

これに対して、広瀬郡と同じく、奈良盆地平坦部の大規模な条里の地域の事例としては、永承元年（一〇四五）の「僧長仁公驗紛失状案」⁷⁾に記された「在大和国平群郡坂戸郷八条九里廿九卅両之内畠四段字小泉」が、管見の範囲においては大和国の初見である。

かように、「秋麻呂売地券(写)」に明記された「字弓削田」の表記は、一見ありそうに思える土地所在の表記であるが、大和国とくに奈良盆地平坦部の大規模な条里の地域において「字」名が表記されるようになるのは、平安前期の九世紀ではなく、十一世紀の半ば以後であることが他の関連史料からも確認される。

第三に、すでに荊木氏が認められているように、広瀬郡の十三条の内には、一里から三里の存

在は確認されるが、その西には馬見丘陵が存在しており、どのように想定しても「十三ノ条九里」は認めがたい(図1)。「九里」を「五里」や「七里」の誤写との考えもあろうが、その場合も、広瀬郡の十三条には「五里」や「七里」の存在は認めがたい。

3里	2里	1里	寺岡里	広七10条										
?	?	?		5里	4里	3里	濁水里	2里	野井里	1里	広七11条			
?	?	?	6里	5里	4里	3里		2里	長倉里	1里	広12条			
?	?	?						3里	2里	石成里	1里	広13条		
?	?	?						4里	3里	2里	1里	広14条		
?	?	?						4里	3里	2里	1里	広15条		
?	?	?						4里	3里	2里	1里	広16条		
?	?	?						4里	3里	2里	1里	広17条		
3里	2里	1里						4里	3里	2里	1里	広18条		

図1 広瀬郡の条里(『奈良県史』条里制より)

以上のように、角田氏と荊木氏による信頼に足りる原本の比較的忠実な写しであるとの理解は、全面的な再検討を要するようと思われる。私見では、本文書が、当時の文書に関する博学な知識を有した人物が作成した偽文書である可能性も否定できないように判断される。

荊木氏も九里の現地比定がうまくいかないことから、本文書が後世に作成された偽文書である可能性と懸念を一端は示されながら、結果として、原本の写しであるとの判断を示され、広瀬郡の条里と在地の豪族層に関して、詳細な検討を続けられている。

すでに述べたように、「秋麻呂売地券(写)」に記された「十三ノ条九里」はまったく存在しえない条里である。他方、同じく明記されている広瀬郡の郡司である擬大領の「廣湍公民人」と副擬少領の「廣湍公乙山」、また、売人の後に記されている「領平群公名永」は、いずれも「公^{きみ}」の姓を有する在地の名族と想定される表記ではあるが、郡名を冠した名族と思しき「廣湍公」は、この文書以外にはその存在を確認しえない。仮に、この文書が原本の忠実な写しであるならば、記載された広瀬郡の「廣湍公」「平群公」「當麻公」「楊古史」「廣湍」の各氏は、その存在を確認しうる唯一の貴重な史料であるとの理解に導かれようし、この文書以外に「廣湍公」や「平群公」の存在が確認できないことは、本文書が最もありうる郡名を冠した郡司の「廣湍公」と、隣接する平群郡の郡名を冠する名族である平群氏の存在を前提とした「平群公」を創作した可能性が高いと判断されよう。

荊木氏は、実在しない水田を記載した文書を偽造してもあまり意味がないであろうから、偽文書の可能性は小さいと想定されている。けれども、江戸時代をはじめとして、古代・中世の文書を偽造して、古物商などを介して流通していた可能性も十分考えられようし、現在でも、そのよ

うな偽文書の存在と流通の事例は数多く認めることができる。

Ⅲ 仁寿三年（八五三）「大和国宇陀郡佐山郷長解」について

本文書も、同じく角田氏が天理図書館所蔵の写しを見つけられ、昭和三十五年に『平安遺文』未収録の貴重な新史料として『古代文化』⁸⁾に紹介・検討されたものである。その中で、角田氏は原本ではなく、百年ほど前の写しであり、臨写であるために原本の印形や筆跡を明らかにしてはいないが、様式・文体・内容から検討して、その原文はまさしく仁寿三年の原物であると認識されている。

この写しは、天理図書館が大阪の古書店から昭和三十三年の夏に購入したものである。写しの末尾には「本紙は宇陀厚紙也」「撰州住吉某長兵衛蔵ト云」「元治改元夏五月下廿四日写ス」などの注記が付されている。これによれば、筆写者は幕末の元治元年（一八六四）五月に、この文書を撰津国の住吉に居住する長兵衛に借りて写したものであることが判明する。

角田氏による紹介の後、昭和四十年に富山県民会館において開催された富山県古書画名品展において、当該の文書が列品された（写真2）。この名品展を参観された米沢氏は、当該の文書が角田氏の紹介された天理図書館の写

しの原本であると認定され、翌昭和四十一年の『日本歴史』において、写真と共に釈文を示された⁹⁾。米沢氏の紹介によれば、当時の所蔵者は魚津市在住の広田健太郎氏であり、二十三か所に「宇陀郡印」が押されている。同行された木倉豊臣氏も原本との認識をもたれたとのことであり、米沢氏自身も、角田氏が示された認識を追認されている。米沢氏による釈文は以下のとおりである。

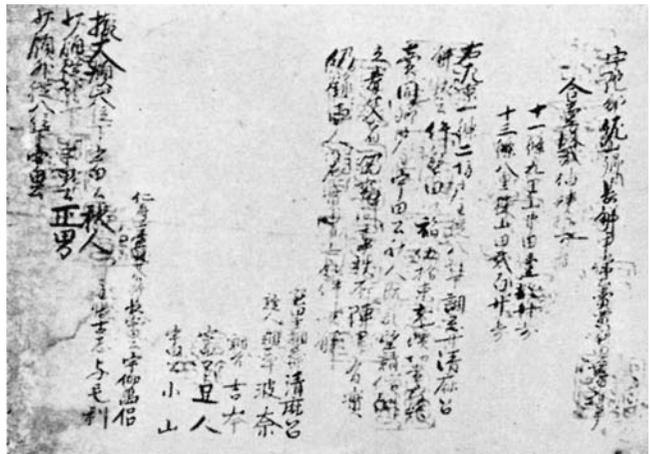


写真2 大和国宇陀郡佐山郷長解

宇陀郡佐山郷長解申常土売買墾田立券文事

合壹段式伯肆拾歩者

十一條九里山井田壹段廿歩

十三條八里狭山田貳百廿歩

右左京一條二坊戸主従八位下調忌寸清麻呂

解状云件墾田以稻伍拾束充価切常土与

売同郷戸主宇田公秋人既訖望請依例

立券文者仍勘問事状所陳申有実

仍録兩人名実申上如件以解

墾田主調忌寸「清麻呂」

證人調忌寸「波 奈」
調 首「吉 岑」
宇田公「足 人」
宇田公「小 山」

仁壽三年十一月廿八日郷長宇田公「宇伽萬侶」
擬大領正八位下宇田公「秋人」 主帳古志「与毛利」
少領従八位下宇田公「正男」
少領外従八位下宇田公

平成十六年冬、京都の古書店の目録にこの文書が掲載された。先の「秋麻呂売地券(写)」が平成十八年夏に角田氏の手元より離れたのとほぼ時を同じくして、当該の「大和国宇陀郡佐山郷長解」（以下、「佐山郷長解」と略記する）も所蔵者の手元を離れたものと思われる。

この文書を紹介された角田氏をはじめとして、米沢氏と木倉氏も、「佐山郷長解」を大和国の条里が記載された平安前期の貴重な原本と認定されているが、以下の諸点より、先に述べた「秋麻呂売地券(写)」と同様に、本文書も後世に作成された偽文書である可能性が高いと判断されよう。

疑問点の第一は、大和国宇陀郡に関する二筆の条里の表記が異例である。壘田の所在地は「十一条九里山井田壘段廿歩」「十三条八里狭山田式百廿歩」と記載されているが、奈良盆地の平坦部ではなく、東山中に位置する宇陀郡に関しては、このような十一条や十三条の八里・九里に及ぶ大規模な条里が施行されていたことは、他の条里関連史料からも確認しえない。

山間部に位置する宇陀郡の条里は、先に引いた延喜九年の民安占子家地処分状の「在上県二条給理里八道祖田坪」の記載のように、二条や三条の存在は想定しえても、十一条や十三条のような大規模な条里の存在は想定しがたいと思われる。

また、「狭山郷長解」では「十一条九里」「十三条八里」とのみ記し、坪の番号を記載しないことも異例である。民安占子家地処分状など他の関連史料では、坪の番号と地名が併記されている。

疑問点の第二は、文書中に明記されている六名の「宇田公」である。宇陀郡の郡名を冠し、しかも郡司の大領と少領を独占しており、角田氏と米沢氏も、宇陀郡司として宇田公は圧倒的な勢威を示し、その勢いは九世紀後半の貞観・元慶年間の頃まで維持され、延喜の頃から傾き始めたようであると理解されている。

確かに、一見すれば、宇陀郡の名族と思しき氏族名の「宇田公」であるが、次に述べる同じく偽文書である可能性が高い大同二年（八〇七）の「三善深主壘田売券」以外にはその存在を確認できない。延喜九年の民安占子家地処分状によれば、当時の宇陀郡の郡司は大化前代以来の系譜を引く名族の「^{あがた}県」氏が二名を占め、他には伴氏^{むなかつ}・宗形氏^{きみ}・秦氏などが名を連ねている。米沢氏は、越中国^{とよみ}砺波郡の郡司を独占していた利波臣氏^{とよみ}を例として、「宇田公」は奈良時代から平安前期において圧倒的な勢威を維持していたが、新たな郡司層の台頭に奪われて、延喜以降はその名を史上に求め難いことになるかと理解されている。

その勢威の変遷を関連史料から追うことができる利波臣氏に対して、宇陀郡の名族と思しき「宇田公」は、この文書と「三善深主壘田売券」にのみ記された氏族名である点には、十分な留意が必要であると思われる。宇陀郡の郡名表記は、『日本書紀』では「菟田県」、『平安遺文』に収録された諸史料では、「宇陀郡」「宇陀園」「宇陀河（川）」「宇陀庄」のように、文書はすべて「宇

陀」の表記で統一されている。唯一、金石文で「宇太郡」と記された事例もあるが、「宇田」と記された例は確認できない。「佐山郷」の郷名も、他の諸史料ではその存在を確認できない。

古書店の目録においても、正文か否かは検討を要し、後代の作成である可能性を否定できないと付記されているが、私見では、主に上記二点の疑問点により、「佐山郷長解」もまた、後世に作成された偽文書である可能性が高いと判断される。

Ⅳ 大同二年（八〇七）「三善深主墾田売券」について

上記二点の文書は『平安遺文』に未収録であるが、『平安遺文』に収録されている大和国の条里関連史料にも、疑わしいものが収録されている。その文書は、「佐山郷長解」と同じく宇陀郡の大規模な条里と「宇田公」を記した、大同二年（八〇七）の「三善深主墾田売券」¹⁰⁾である。

宇陀郡戸主三善深主解申正税売買墾田立券文事

十条六里五野中田西貳段百歩

右、件墾田用正税六拾束充価直、切常土買与同郷調首

深主已畢、望請、准式欲立券文、仍注事如件、以解、

大同二年正月廿八日 墾田主三善深主

宇田公彦人

宇田公高師

郷長宇田公真永

擬大領外従八位下宇陀公田雄

副擬大領正七位上宇陀公 擬主帳平群

少領従八位下十二等

『平安遺文』には、この墾田売券と文言が良く似ている延暦二十一年（八〇二）の「近江国大和郷長墾田売券」¹¹⁾が収録されている。

大和□□依知秦公廣麻呂□ 申□正税売買墾田立券文事

十条六里五野中田西二段百歩

右件墾田、用正税伍束充価直、□常売与同郷戸主調

首新麻呂已畢、望請、准式欲立券文、仍注事□□解、

延暦貳拾壹年正月十日 依知秦公「廣麻呂」

保子依知秦公「人□」

依知秦公

依知秦公「□□」

秦 人「阿□」

郷長依知秦公

擬大領外従八位上依知秦公「足上」 擬主帳平群

擬大領正七位下依知秦前公

少領外従八位下勳六等依知秦公

「三月廿二日」

二点の文書は、その内容・文言ともにきわめて良く似ている。私見によれば、似ているのではなく、前者の「三善深主壘田売券」は、後者の「近江国大国郷長壘田売券」を手元において偽作された文書である可能性が高いと判断される。

そのように判断する理由の第一は、記された条里の表記内容である。前者では「十条六里五野中田西式段百歩」記され、後者においても「十条六里五野中田西二段百歩」と同様の条里・地名・面積が記載されている。近江国の湖東平野に位置する愛智郡には、大規模な条里が施行されており、十条六里の存在が確認できる。これに対して、大和国の東山中の山間部に位置する宇陀郡においては、表記のような大規模な条里の存在は想定できない。両文書の条里の記載内容が同一であることは際立っている。

理由の第二は、後者において大国郷の壘田を売り与えた人名が「調首新麻呂」であるのに対して、前者の宇陀郡の壘田を売り与えた人名も「調首深主」であり、ともに調首に売り与えたと記載されている。

理由の第三は、郡司の擬主帳の名前が、両文書ともに「平群」である。他の郡司三名の位階の類似も際立っている。

理由の第四は、「三善深主壘田売券」において、郡名を冠した在地の名族と思しき郡司の名前として二名の「宇陀公」が記載されているが、郷長をはじめとする他の三名は「宇田公」と記載されている。「宇陀公」と「宇田公」が混在しており、これも異例である。

理由の第五は、竹内理三氏の理解である。後者の「近江国大国郷長壘田売券」には「愛智郡印凡四十アリ。」とのみ末尾に付記されているが、前者の「三善深主壘田売券」の末尾には「宇陀郡印二十一アリ。但筆跡印形共ニ疑ハシキモノアリ。」と特に注記されている。編者である竹内氏は、「三善深主壘田売券」が原本ではなく、その筆跡と宇陀郡の郡印ともに疑義があるとの見解を示されている。

一方、角田氏は、天理図書館の「佐山郷長解(写)」を紹介するに際して、大東急記念文庫所蔵の当該の「三善深主壘田売券」の存在にも言及されている。氏は、竹内氏の注記も存知の上で、この文書は大同二年の現物ではないが、同年の田券であることを装う目的で作成された偽文書とは認められないと理解されている。急いで原本を臨写した、誤写・脱字の多い案文であるに相違ないと認識されている。

けれども、「三善深主壘田売券」は、上記の諸理由から、「近江国大国郷長壘田売券」を手元において偽作された文書である可能性が高いと判断されよう。

なお、『平安遺文』には、他にも、竹内氏が疑義を付記しておらず、正文のように収録されている条里関連文書も収録されており、その取り扱いには十分な注意が必要である。その一例が、伊勢国の条里に関する延長七年（九二九）の「豊受大神宮解」¹²⁾である。

豊受宮神口分田事

肆段

右、件神戸田、在度会郡久見郷七条廿二里十八坪北富原也、内一段卅六歩宅地、一円知行之者也、三百廿四歩者公田也、正税肆斗伍升、夫用途式伯式拾伍文可弁者也、於久見郷百分之一、雖有課役之子細、此下地者、課役之事不有、加令承知、以状具解、

延長七年十一月廿七日 大領正八位上勝部臣「汐 手」

大司正六位上大中臣朝臣「益足」

従八位上少司大中臣朝臣

まず、豊受宮（内宮）の口分田すなわち神戸田と明記しながら、その口分田四反のうち一反三十六歩が宅地であるとの矛盾する内容が記されている。また、伊勢国の条里の表記は「十三条六大国里一坪」のように、数詞の条に対して、里には固有名詞を併記するのが基本であるが、上記の「豊受大神宮解」では数詞の里を記すのみであり、伊勢国の条里の表記としては異例である。さらに、同年七月に作成された「伊勢国飯野荘大神宮勘注」¹³⁾と「伊勢大神宮司解」¹⁴⁾・「大神宮司牒」¹⁵⁾によれば、神宮の大司は「大中臣恒瀧」であり、これまた齟齬をきたしている。神戸田が所在していたとする久見郷も、二見郷の誤認・誤記である可能性が高い。かように、竹内氏による疑義の注記は付されていないが、当該の文書も後世に作成された偽文書である可能性が高いと判断されよう。

V おわりに

本稿は、角田氏によって発見・紹介され、大和国の広瀬郡と宇陀郡の条里と郡司に関する貴重な平安前期の史料であると評価された「秋麻呂売地券(写)」と「佐山郷長解」、および、それに関連する「三善深主墾田売券」に関して、若干の再検討を加えたものである。

前者二点の文書は、奇しくも、ほぼ時を同じくして京都の古書店の目録に掲載されたが、本稿でおこなった拙い検討を経た私見によれば、両文書はいずれも後世に作成された偽文書である可能性が高いと判断されるように思われる。

「秋麻呂売地券(写)」においては広瀬郡の郡名を冠した「廣湍公」を、「佐山郷帳解」においても宇陀郡の郡名を冠した「宇田公」を登場させており、実際に存在していたと思いき名族を記している点も良く似ている。

また、奈良盆地の平坦部に位置する広瀬郡と東山中に位置する宇陀郡の条里の存在が明記されているが、「秋麻呂売地券(写)」においては「十三ノ条九里字弓削田」、「佐山郷帳解」においても「十一条九里山井田」と、いずれも、本来記載されるべき坪の番号を欠いている。また、両文書ともに本来は存在し得ない大規模な条里を記している点も良く似ている。

このようにきわめて似ている両文書ではあるが、論文に掲載された写真版を見る限りにおいては、その筆跡は異なっているように見うけられる。仮に、両文書が後世に作成された偽文書である可能性が高いとみる私見が正鵠を得たものであるならば、当時の文書の様式や大和国の在地の歴史や地理に詳しい人物の手によるものであると判断せざるをえない。「宇田公」を記載する「秋麻呂売地券(写)」と「三善深主墾田売券」の類似性は際立っており、あるいは、同一人物の手による偽作も想定されよう。

結果として、「秋麻呂売地券(写)」と「佐山郷長解」を紹介された角田氏・米沢氏・荊木氏の理解とは異なる私見に辿り着くこととなったが、古代・中世の大和国および条里制を調査・研究している者のひとりとして、これら諸先学のご紹介に感謝しつつ、自省を忘れずに、日々の研究をおこなうこととしたい。

付記

本稿の執筆に際して、荊木美行氏には論文の複写をお願いしましたところ、わざわざ、『芸林』の本冊をご送付下さいました。ここに、記して厚くお礼申し上げます。

注

- 1) 角田文衛（一九九三）承和九年十二月十六日付『廣湍秋麻呂水田立券文写』、古代文化、四十五卷二号。
- 2) 服部昌之（一九八三）『律令国家の歴史地理学的研究』、大明堂、所収の諸論文を参照。
- 3) 樫原考古学研究所編（一九八一）『大和国条里復原図』、吉川弘文館。
木村・岩本・木全編著（一九八七）『奈良県史』4・条里制、名著出版。などを参照のこと。
- 4) 荊木美行（二〇〇七）承和九年十二月十六日附廣湍秋麻呂売地券について、芸林、五十六卷二号。
- 5) 『平安遺文』第一卷、一二〇号文書。
- 6) 同 第一卷、二〇二・二〇三号文書。
- 7) 同 第三卷、六三七号文書。
- 8) 角田文衛（一九六〇）仁壽三年「大和国佐山郷長解」について、古代文化、四卷四号。
- 9) 米沢 康（一九六六）仁壽三年『大和国佐山郷長解』の原本、日本歴史、二二〇号。
- 10) 『平安遺文』第八卷、四三二八号文書。
- 11) 同 第一卷、二二二号文書。
- 12) 同 同 、二三六号文書。
- 13) 同 同 、二三三号文書。
- 14) 同 同 、二三四号文書。
- 15) 同 同 、二三五号文書。

補注) 校了後に、「山和国佐山郷帳解」が平成19年11月刊行の『東京古典会主催古典籍展観大入礼会目録』に掲載されていることに気付いた。掲載されているカラー写真によれば、従来の釈文を改める必要があると判断される。最初に当該の文書を「古代文化」で紹介された角田氏と、ついで原本として「日本歴史」で紹介された米沢氏も、壑田の所在地を「十一条九里山井田壺段廿歩」「十三条八里狭山田式百廿歩」と読んで紹介されてきた。けれども、カラーの写真版を読む限りにおいては、「十一ノ条九里…」「十三ノ条八里…」と、条の前に小さな「ノ」の文字が記されている。

角田・米沢の両氏が、この「ノ」の記載に気付かれなかったのか否かは不詳であるが、これまで目にしえた白黒の小さな写真版では見逃しやすく、やや大きめのカラー写真の有効性と、原本調査の必要性和重要性を痛感した次第である。

同じく、本稿で論じた「広湍秋麻呂売地券」においても、売地の所在地の表記が「十三ノ条九里…」と、条の前に小さな「ノ」の文字が記されている。両文書に記された特異な条里の表記の類似は際立っている。この点も、両文書の真偽を判断する場合に、重要な論点になると判断されよう。